

議案第 66 号

東郷町使用料及び手数料条例の一部改正について

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額を見直す必要があるからである。

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

東郷町使用料及び手数料条例（昭和49年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土地の項使用の区分の欄、単位の欄及び金額（単位円）の欄を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

建物の敷地として使用する場合	事務所、車庫、倉庫等として使用する場合	使用面積1平方メートル1年につき	2,610
	食堂、売店等の店舗として使用する場合	使用面積1平方メートル1年につき	3,130
電柱等の敷地として使用する場合	第1種電柱	1本1年につき	990
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	880
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	88
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	860
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	530
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	740
	広告塔	表示面積1平方メートル	2,200

		ル 1 年につき	
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	1 , 8 0 0
	電柱、標柱類の支線その他これらに類するもの	1 本 1 年につき	9 9 0
水道管、下水道管、ガス管	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	3 7
その他これらに類するものを設ける場合	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	5 3
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	7 9
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 1 0
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 6 0
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	2 1 0
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	3 7 0
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	5 3 0
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 , 1 0 0

自動運行 補助施設 に類する ものを設 ける場合	自動運行装置に による検知の対象 として設置する 導線その他の線 類	地下に 設ける もの	長さ 1 メートル 1 年に つき	5
		その他 のもの	長さ 1 メートル 1 年に つき	18
	道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その 他の柱類		1 本 1 年につき	1, 400
	その他のもの	上空に 設ける もの	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	880
		地下に 設ける もの	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	530
	軌道、歩廊に類するものを設ける場 合		使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	1, 800
通路、用 水路その 他これら に類する ものを設 ける場合	上空に設ける通路（階数 に関係なし）		使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	1, 100
	地下に設ける通路（階数 に関係なし）		使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	660
	その他のもの		使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	1, 800
学校体育施設スポーツ開放として使 用する場合			2 時間につき	200
看板に類 するもの を設ける	看板		表示面積 1 平方メート ル 1 年につき	2, 200
	標識		1 本 1 年につき	1, 400

場合	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	2, 200
展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため使用する場合	1 平方メートル 1 日につき		7

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額を見直す必要があるからである。

2 改正内容

東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額を次のように改めること。

(別表第1関係)

使用の区分		単位	金額 (単位 円)	
			改正後	改正前
建物の 敷地と して使 用する 場合	事務所、車庫、倉庫 等として使用する場 合	使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	2, 610	2, 610
	食堂、売店等の店舗 として使用する場合	使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	3, 130	3, 130
電柱等 の敷地 として 使用す る場合	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	990	950
	第 2 種電柱	1 本 1 年につき	1, 500	1, 500
	第 3 種電柱	1 本 1 年につき	2, 000	2, 000
	第 1 種電話柱	1 本 1 年につき	880	850
	第 2 種電話柱	1 本 1 年につき	1, 400	1, 400
	第 3 種電話柱	1 本 1 年につき	1, 900	1, 900
	その他の柱類	1 本 1 年につき	88	85
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	9	9
	地下電線その他地下 に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	5	5
	地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	860	830
	地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	530	510

		一トル 1 年につき		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	1, 800	1, 700	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	740	720	
広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2, 200	2, 400	
その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 800	1, 700	
電柱、標柱類の支線その他これらに類するもの	1 本 1 年につき	990	990	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設ける場合	外径が 0. 07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	37	36
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	53	51
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	79	77
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	110	100
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	160	150
	外径が 0. 3 メートル	長さ 1 メートル 1	210	200

	ル以上0.4メートル未満のもの		年につき		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	370	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	530	510
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,100	1,000
自動運行補助施設に類するものを設ける場合	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5	5
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	その他	長さ1メートル1年につき	18	17
		上空に設けるもの	1本1年につき	1,400	1,400
	その他のもの	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	880	850
		地下に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	530	510
	軌道、歩廊に類するものを設ける場合		使用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700
	通路、	上空に設ける通路(使用面積1平方メートル1年につき	1,100	1,200

用水路	階数に関係なし)	一トル1年につき		
その他これらに類するもの	地下に設ける通路(階数に関係なし)	使用面積1平方メートル1年につき	660	710
を設ける場合	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700
学校体育施設スポーツ開放として使用する場合		2時間につき	200	200
看板に類するものを設ける場合	看板	表示面積1平方メートル1年につき	2,200	2,400
	標識	1本1年につき	1,400	1,400
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	2,200	2,400
展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため使用する場合		1平方メートル1日につき	7	7

3 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。